

台風15号により住宅に被害を受けた場合

県産材製品を使用した住宅リフォーム 補助金の申込手続きを簡素化します

詳細裏面

対象 台風15号により住宅に被害を受けた県民の方

① **品質の確かな県産材製品※を10㎡以上使用した住宅リフォーム**

※しずおか優良木材及び県産材JAS・JIS製品(詳細はパンフレット参照)

② **設計者・施工者はしずおか木の家推進事業者に登録**

登録の様式はQRからダウンロード⇒



③ **8月31日までに実績報告書等の必要書類を提出**

(その他の条件等はパンフレット参照)

主な条件

運用期間

令和5年4月1日から8月31日まで

↓パンフレットデータはこちら



しずおか木の家
住宅補助制度

令和4年度
任んでよし しずおか木の家推進事業



静岡県森林組合連合会

提出が必要な書類

【施工前に提出する書類】

- ・ **不要** (速やかに復旧着手が可能!)

【施工完了後に提出する書類】

- ・ 実績報告提出書類 (リフォーム)
- +
- ・ **り災証明書 (写)**
 - ・ 本人の口座情報、設計施工者情報
 - ・ 補助対象箇所がわかる図面

※市町による災害救助法に基づく住宅の応急修理制度ではありません。

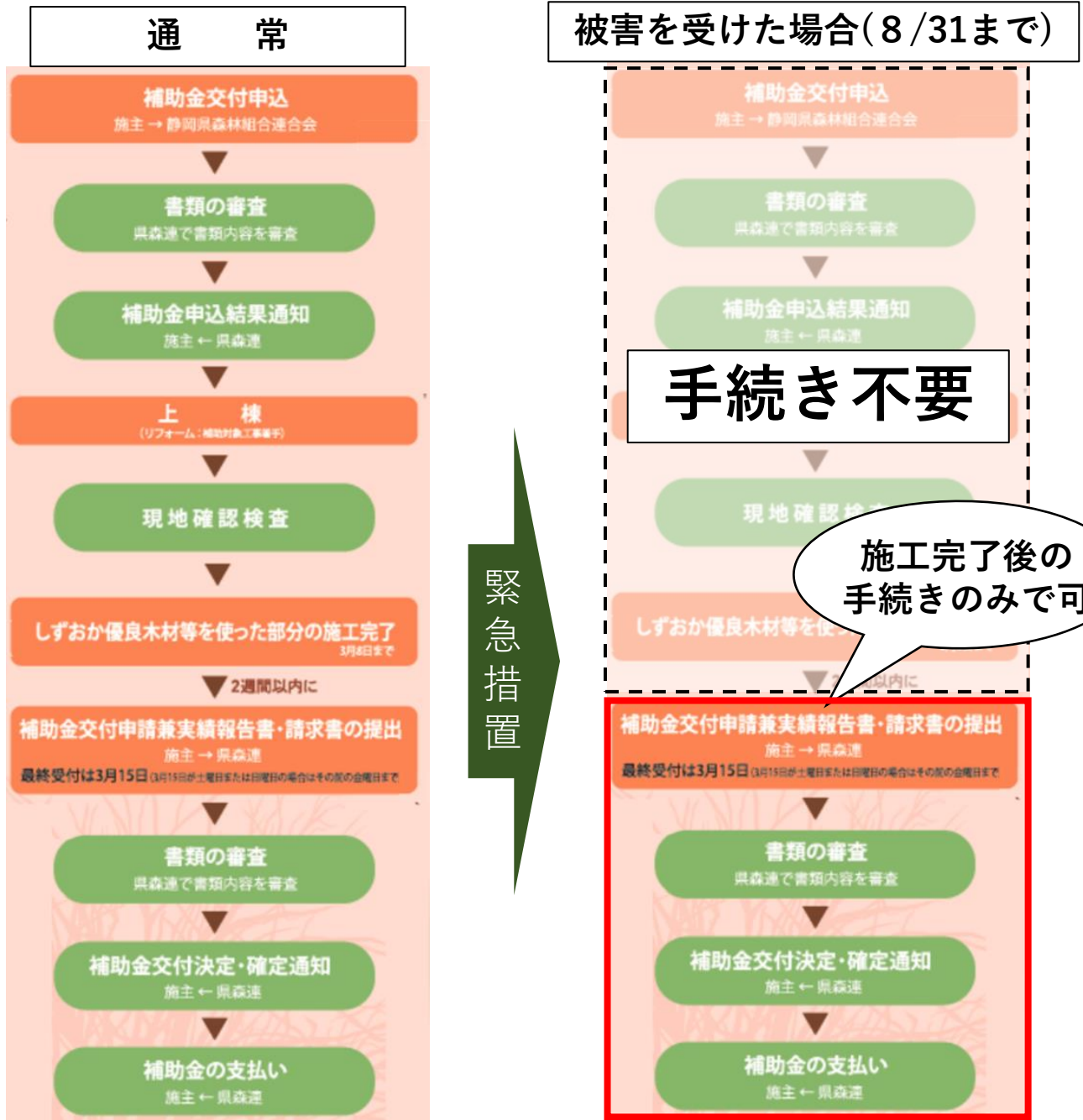
お問合せ先：静岡県森林組合連合会

☎ 054-253-0195 ✉ s-wood@s-kenmori.net 担当：山口

申請書類は
こちらから⇒



～県産材製品を使用した住宅リフォーム補助金手続きの流れ～



補助金申込手続き簡素化のポイント

- ・ 補助金交付申込書及び申込結果通知の手続きを省略して、補助金交付申請兼実績報告書で手続き可能。
- ・ 補助対象工事完了2週間以内が経過してしまった場合でも、令和5年8月31日まで書類の提出を受け付けます。

補助額（現行から変更なし）

補助要件	しずおか優良木材等の使用面積	補助金額	上限額
リフォーム	仕上げ材 10㎡以上	3,500円/㎡ ×使用面積㎡	14万円